

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務名

八代港セミナーin 台湾企画運営等業務

### 2 事業目的

本業務は、半導体関連企業等が多く所在する台湾新竹市において八代港の魅力や優位性をPRするセミナーを開催することで、荷主企業と船社・港湾事業者等とのビジネスマッチングの機会を創出し、八代港のより一層の利用促進を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年12月31日まで

### 4 セミナー開催要件等

台湾新竹市内の会議場等において、八代市及び八代港国際コンテナ台湾航路を運航・利用する企業がプレゼンテーションを行うことにより、八代港の魅力を荷主企業等に対しPRする。

#### (1) 概要

##### (ア) 対象者

- ・台湾に本社又は事業所を持ち、八代港を利用中又は利用検討中の企業等
- ・台湾に本社又は事業所を持ち、八代市内企業との取引、八代市への進出又は立地を検討中の企業等
- ・日本国内に本社又は事業所を持ち、八代港を利用した台湾企業との取引を検討中の企業等

(イ) 参加費 無料

##### (ウ) 構成

#### ① 第一部 セミナー 90分程度

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| 1 主催者あいさつ            |     |
| 2 八代港の紹介（八代港利用のメリット） | 30分 |
| 3 寄港船社のプレゼンテーション     | 15分 |
| 4 八代港利用企業のプレゼンテーション  | 15分 |
| 5 八代市の企業誘致情報の紹介      | 15分 |

#### ② 第二部 交流会 60分程度

- ・軽食の提供

#### (2) 開催場所

(ア) 開催時期 令和7年9月中旬

午後2時開始

(イ) 開催場所 台湾 新竹市

(ウ) 募集人員 80名程度

## 5 委託内容

- (1) 会場の確保（セミナー会場費、交流会場費、講師控室費、備品レンタル代を含む）
- (2) セミナーにおける効果的な通訳
- (3) 事前の現地視察における通訳及び案内等の対応（7月頃を予定）
- (4) セミナー参加対象者リストの作成（翻訳含む）
- (5) セミナーの広報及び集客
- (6) チラシ、プレゼンテーション資料の翻訳支援
- (7) 当日配布資料（当日プログラム、講演資料等）の印刷
- (8) 会場設営、運営管理
- (9) 交流会における軽食及び飲み物の提供
- (10) アンケートの作成及び回収・集計（翻訳含む）
- (11) その他セミナーの企画、運営に付随する業務

## 6 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとにセミナーの実施内容等の具体的な業務内容について委託者と協議の上、「事業計画書」を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、「業務実施報告書」を作成し、委託者に提出すること。
- (3) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載内容に変更の必要が生じた場合、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 7 業務実施体制

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。
- (2) 受託者は、本業務委託を指揮する総括管理者を配置すること。
- (3) 総括管理者は、委託者との連絡を密に行い、安全かつ遅滞なく本業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- (4) 総括管理者は、受講申込等の管理や関係者との連絡調整を行うこと。
- (5) 受託者は、やむを得ない場合を除き、総括管理者を変更しないこと。
- (6) 受託者は、契約締結後速やかに総括管理者の氏名等を委託者に通知すること。

## 8 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、委託者と協議を重ねながら適切に履行すること。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先との業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得ること。

- (3) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、完了検査をもって全て委託者に譲渡するものとする。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その費用は委託金額に含むものとする。
- (5) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (6) 成果品について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (7) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (8) 本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約満了後 1 年間とする。
- (9) 各業務に係る撮影、編集、作成、報告等の一切の費用は委託金額に含むものとする。

## 9 その他

- (1) 講演の内容等については、委託者と協議の上、決定すること。
- (2) 事業実施にあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (3) 事業実施にあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに委託者へ報告すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、又は業務上、疑義が生じた場合は、委託者・受託者双方が協議の上、対応するものとする。
- (5) 契約方法は総額契約とする。
- (6) 支払方法は契約時に協議の上、決定する。